

運動部合同チームの公式大会への参加規定の現状

The participation in official meeting prescribed present conditions of the athletic club combination team

桑野 裕文

Hirofumi Kuwano

【要 約】

運動部活動は学校教育の一環として、またスポーツ享受の場として、その価値は大きい。しかし、勝利至上主義、過熱化、スポーツ障害、事故と安全管理、教師の負担、など問題が山積しており、その諸問題を解決すべく保健体育審議会答申（1997年）やスポーツ振興基本計画（2000年）では「運動部の運営活動改善」が提起されている。一方学校現場では、少子化の影響もあり休部・廃部の話を耳にする。休部・廃部は入学後入りたくない運動部がなく、これまで続けてきたスポーツを続けられなくなる子どもを生み出している。この問題に歯止めをかける一手として、今注目を浴びているのが合同チームである。合同チームは、運動部活動の最大の魅力「大会参加」への道を開くものとして子どもたちにとっては良報である。しかし、大会参加にはさまざまな条件が付けられている。また大会には、中体連・高体連主催、競技団体主催、民間の冠大会などがあり、それぞれに規定がある。そしてその規定は統一されたものではなく戸惑いもある。本稿では、中体連・高体連規定をベースに合同チームの参加規定を検討し、運動部改革の主体的な取り組みの第一歩とする。

キーワード:部活動、合同部活動、合同チーム、対外試合、参加規定、

1. はじめに

学校教育において部活動・クラブ活動の持つ教育力は大きく、その重要性について誰しもが認めている。同時に、解決すべき課題が山積している。その解決すべき課題は、①学校教育の中での位置づけが必ずしも明確ではなく、また定着してきたとはいいがたいこと ②教員にとっては、付加的な職務として受け入れられていること ③子どもの技量の差、発育発達の差に起因する指導の困難

さが増大し続けていること ④安全・事故対策 ⑤地域クラブとの連携・移行 ⑥大会への出場資格などである。さらに、最近の少子化での影響で、部員不足に悩む運動部が増え、運動部存続の危機に直面している部が多い。結果、入学後学校で入りたくない運動部がなく、これまで続けてきたスポーツを続けられなくなる子どもがでてきている。その改善策のひとつが近くの学校の生徒が集まって行う「複数合同部活動」¹⁾である。さらに部員不足は、運動部活動の魅力の一つである試合への出場機会を失う事態につながっている。この人数が

そろわず試合に出場できない運動部への救済措置として、日本中学校体育連盟（中体連）と全国高等学校体育連盟（高体連）は、「複数校合同チーム」²⁾の全国大会参加を認める方針を打ち出している。これら「複数合同部活動」・「複数合同チーム（以下「合同チーム」という）は、少子化による生徒数の減少で相次ぐ運動部休部・廃部に歯止めをかける一手とし、おおむね歓迎されている。また、スポーツ行政の柱であるスポーツ振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」においても、合同部活動などの取り組みを促すとされている。これまでわが国の学校運営は全般的にみて「学校単位」で行われてきており、「合同部活動・合同チーム」は部活改革の一端と言える。最近では、学校間連携推進指定校による研究・発表³⁾もある。しかし、合同部活動・合同チームの取り組みについては各団体様々であり、かつその実態も把握されているとは言い難い。この研究ノートは、現在検討されている部活動改革が今後の子どものスポーツ活動にどのような意味を持つのか検討する上に、まず合同チームの大会参加への問題点を浮き彫りにし、その改善策を探ったものである。

本稿ではクラブ活動の必修化⁴⁾以降について、まず「部活動の位置づけと部活動指導者の現状」について明らかにする。次に本題である「大会への合同チーム参加をめぐる問題点と改善点」について私見を述べる。

2. 部活動の位置づけと部活動指導者の現状

(1)部活動の位置づけ

1)部活動と必修クラブ

部活動（クラブ活動）⁵⁾は、教育課程上に位置付けて全員必修するというものではなく、あくまでも自主的に実施されている活動（教育課程外活動：課外活動）で、参加は本人の意思に任されている。必修クラブは学習内容として教育課程上に位置付けられており、全員が年間35時間（週1時間）受ける必修授業である。現在では中学校、高校では必修クラブがなくなり、すべてが任意制の部活動になっている。

2)初等教育（小学校「学習指導要領」）⁶⁾

現在小学校では、特別教育活動の一領域として、4年生よりクラブ活動が必修として位置づけられている。

3)中等教育（中学校・高等学校「改定学習指導要領」）^{7)・8)}

平成元年「改定学習指導要領」までは、クラブ活動は週1回の特別活動「必修クラブ活動」として位置づけられていた。また「クラブ活動」を授業の中に組み込まず、教育課程外の部活動を持って代替できた（部活動代替措置）。その後平成10年（高等学校は平成11年）「改定学習指導要領」で必修クラブ活動は廃止され、現在では、中等教育の教育活動であるが教育課程としてではなく、教育課程外の活動（課外活動）として位置づけられている。

4)高等教育

大学など高等教育の場においては、これらの諸活動は全て教育課程外の活動（課外活動）として位置づけられている。

(2)部活動指導者の現状

部活動の問題点を、学校経営、安全・事故対策、外部指導者、地域、競技団体、などから考察できるが、ここでは指導者の立場より、その現状を浮き彫りにする。

1)指導時間

新学習指導要領では週当たり1時間の授業時間数が増え教師の増員をめぐる議論がなされているが、週末も含めた部活動指導時間は、授業増加分の数倍ではなかろうか。放課後の時間だけではなく、朝練習、土曜日・日曜日・練習試合・大会引率と活動を休むのは試験期間と年末・年始の数日間ぐらいである。このような部活動の多くは顧問教師の熱意と善意で維持されているのが現実である。

2)技術指導

活動経験のない部の顧問になった場合、技術指導を外部指導者に任せ、顧問教師は部活動の運営・安全管理に関与する事例が増えている。しかし、生徒を多面的に把握・評価するには教師自身

にも一定の技術や指導方法を身につけ自ら指導することが必要である。

3)部活動手当（教員特殊業務手当てと顧問教師の個人負担）⁹⁾

平成20年10月から、部活動手当てを含む教員特殊業務手当てが倍増された。しかしながら時給に換算すれば600円という金額であり、顧問教師の個人負担に変化はない。

3. 大会への合同チーム参加の現状と改善点

(1)大会の現状

運営主体が①小体連・中体連・高体連、教育委員会主催の大会、②選手の選抜・強化・養成を目的とした大会、③日本体育協会・各競技団体主催の大会、そして最近では④マスコミの関与が強い大会がある。日本体育協会や各競技団体が教育関係団体として認められたことで、両団体の発言力は増し、さらにスポンサーによる冠大会など開催されるようになり、大会参加基準・参加資格が迷走している。また、中学生の全日本選手権大会や国際競技大会への出場、国体への参加は、新たな勝利至上主義やいきすぎた練習を引き起こしている。

(2)大会への合同チーム参加の現状

1)スポーツ振興基本計画¹⁰⁾

スポーツ振興基本計画第4条に基づく「スポーツ振興基本計画」において、合同部活動などの取り組みを促すとされている。

2)教育振興基本計画¹¹⁾

平成20年7月1日に策定された「教育振興基本計画」の中で「学校の実態などに応じて近隣の学校と合同で運動部を組織し日常の活動を行う複数校合同部活動等の取り組みを促す」とされている。

3)中体連

少人数の運動部のため単独チーム編成ができない学校への救済措置として、複数校により編成された合同チームでの参加を認めている。ただし、「勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない」¹²⁾と明記されている。

4)高体連

高校統廃合の対象となったチーム同士が、複数校で合同チームを編成し大会に参加することを認めている¹³⁾。

5)日本高校野球連盟

部員不足や大災害に直面した高校球児に対して、2011年特例措置として、2年後に開催される「第85回記念選抜高校野球大会（2013年）」において、東日本大震災で部員が減少した複数の学校同士で編成された合同チームの大会参加を認める。さらに、2012年夏より、部員8人以下の学校同士による合同チームの公式戦出場を認める。

以下、合同チームの参加への足跡を示す。

- ・1997年5月、日本高野連は学校統廃合に伴う合同チームの公式戦参加を認める特例措置を承認。全国高体連も学校統廃合に限り合同チームの高校総体出場を承認。
- ・2002年3月、全国高体連は「複数校合同チームについて」の基準を定める。高校総体の各都道府県予選への出場が可能となる。
- ・2011年4月、高野連は東日本大震災で被災し、部員不足となった学校の合同チームの大会参加を認める特例措置を承認。
- ・2011年8月、秋季高校野球福島県大会において震災合同チームが初出場。
- ・2012年5月、日本高野連は部員不足の学校同士の合同チームの公式戦参加を承認。

(3)中学校の合同チーム参加の現状と改善点

1)現状

過疎化、少子化が進行し、生徒数が少ないことから野球部やサッカー部に必要な人数が集まらず、部活動で試合を可能とする人数を満たさない例がある。この場合中学校では合同チームで参加が認められるようになり、平成21年度中体連の調査では、合同部活動実施校は532校と報告されている。しかし、中体連では①部員数が試合を行う上での最低人数に満たないこと ②個人種目のない7競技種目に限るなどの条件的参加となっている。結果子どもたちにやりたいスポーツができる機会を与える趣旨で設けられた規定であるが、真の救済措置になっていない。

2) 学校長への周知について (校長の意識改革)

中学校の合同チームは、生徒数が少ない学校において生徒の活動を保証する上で教育的な意義があると考えられる。実際に合同チームを編成した学校からは、「試合ができることの喜びがあった」、「他校の生徒と活動することでいい刺激を受けた」という声を上がっている。反面、①生徒の移動に伴う安全上の問題 ②合同チームでの参加には校長の承諾が絶対必要条件となっており、合同チームの教育意義を中学校長が共有するとともに、広く、周知していかなければならない。

3) 改善点

①現規定の「i)部員数が試合を行う上で最低人数に満たないこと。ii)個人種目のない7競技種目に限る。」の項目を、「大会参加の基準は、部員が少なく単独校では大会に出場できない場合」に改正する。この改正により、これまで種目が限定されての大会参加であったのが、全競技種目での大会参加が可能となる。今後、規定の見直しについて、各学校における部活動の現状を踏まえ、弾力的な取扱いができるよう、主催団体である中学校体育連盟と検討すべきである。

4) 今後の検討課題

- ①勝利至上主義のためのチーム編成は認めない」としているが、ドリームチームの編成が可能であり「勝利至上」に利用されないか危惧される。
- ②合同チームを市町村に限定するのか、県下全域とするのか。限定した場合、離島や山間部での合同チーム編成は事実上不可能となる。
- ③合同チームの場合、学校への帰属意識が希薄になる。

(4) 全国高校総合大会 (インターハイ) への合同チーム参加の現状と改善点

1) 現状

統廃合対象校同士が合同チームを組み出場することを認める規定のみである。これは統廃合対象校への救済措置にしか過ぎない。また、勝利至上主義的発想で編成されるドリームチームは認めていない。高体連は、主催の高等学校総合大会があくまで学校対抗制であり単独校の出場が原則という点を順守している。さらに、1人の選手が、単

独チームと合同チームの両方から出場することはできないとも定めている。

以下、合同チーム編成条件、大会参加条件、大会勝ちあがりについて示す。規定の詳細については註¹³⁾を参照のこと。

<合同チーム編成条件>

- i. 対象のすべての学校が、試合参加の必要最低人数名を確保できないこと。
- ii. 新人地区予選から新人県大会の途中で、単独チームと複数校合同チームの変更や新入部員加入等によるメンバーの変更はしないこと。

<大会参加条件>

- i. 合同チーム名は両校の連名とする。
- ii. 合同で成立したチームは単一のユニフォームを着用して試合に参加すること。

<大会での勝ち上がり>

- i. 他地区同士のチームによる合同も認めるが、主体となっているチームが所在する地区の所属とし、地区予選ではその地区の参加校数にカウントする。
- ii. 県大会では、ベスト8以上に勝ち上がった場合、最後に対戦したチームにその順位を譲り、以後の試合は譲り受けたチームが行う。地区大会でのシード等については、それぞれの地区の運営に任せる。

2) 改善点

①高等学校総合大会 (インターハイ) は学校対抗制の為「単独校の出場を原則」としている。この項目を「大会参加の基準は、部員が少なく単独校では大会に出場できない場合」に改正する。結果、陸上競技のリレー種目において合同チームでの参加が可能となる。

② 高校生の場合一般的に、上に勝ち上がる大会

(地区大会⇒県大会⇒ブロック大会⇒全国大会日本一を決める大会、地区大会⇒県大会と県内一位を決める大会)、上に勝ち上がらない大会 (大会=県大会) などある。またそれぞれの大会が、次年度のシード校を決める大会であったりする。秋・冬の新人戦 (1年生・2年生) は、次年度の春の県大会の (1年・2年・3年) シード校となる。

このような点から、「ベスト8に勝ち上がった場合、最後に対戦したチームに順位を譲る」規定がある。この規定を削除し、決勝まで勝ち上がられる規定に改正する。ただ、この改善点（規定の改正）は学校運営上様々な問題点を内在している。合同チーム間の学校行事の日程調整などその一例である。一律な大会運営ではなく、実状を踏まえた大会運営が必要不可欠である。

3) 今後の検討課題（中学校合同チーム「今後の検討課題」記述内容参照）

- ① 勝ち上がり制の細部にわたる調整。
- ② ドリームチーム編成への懸念。
- ③ 合同チーム編成の地域割り。
- ④ 学校への帰属意識の低下。

4. おわりに

合同チームの大会参加には、当該校が事前に一緒に練習する合同部活動が前提条件である。その合同部活動を行うには、指導者の雇用形態や事故予防対策・事故発生時の体制など様々な環境整備が急務である。今回は、大会の主催者を中体連・高体連といった学校教育団体に限定しその大会への「大会参加資格の見直し」に絞り改善策を検討した。しかし子どもたちの大会には、冠大会、競技団体主催の大会などさまざまな大会が開催されている。今回の私見は規定の一部改正であり原則論の域を超えていない。運動部活動そのものが地域スポーツクラブとの連携も必要不可欠になりつつある昨今、今後さらなる実態把握・資料収集に努め、規定の見直しをはかりたい。

註)

- 1) 複数合同部活動とは、複数の学校が部活動を恒常的に行う教育課程外の教育活動。
- 2) 複数合同チームとは、単独でチーム編成できない学校が複数の学校で合同のチームを編成したチーム。
- 3) 平成12・13年度神奈川県高校3高校によるラグビー部の連携活動の事例。
- 4) クラブ活動の必修化（必修クラブ）

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 小学校 | 1968年改定 | 1971年実施 |
| 中学校 | 1969年改定 | 1972年実施 |
| 高校 | 1970年改定 | 1973年実施 |

5) クラブ活動（クラブかつどう、club activity）、部活動（ぶかつどう、extracurricular activity）。クラブ活動とは、同好の者が集まり、指導者による指導を受けつつも自発的に行われる互助的・学習的な活動である。学習指導要領上の用語でもあり、広義には部活動の概念を包括する。中学校・高等学校においては部活動とクラブ活動を同一視し同義として使われ、大学・短期大学においてはサークル活動を部活動・クラブ活動を含めた総称として用いられることが多い。本稿では部活動とクラブ活動を同義語として取り扱う。

- 6) 「小学校学習指導要領」（文部科学省）
平成20.3 102頁
- 7) 「中学校学習指導要領」（文部科学省）
平成20.3 5頁
- 8) 「高等学校学習指導要領」（文部科学省）
平成20.3 8頁
- 9) 平成20年10月より部活動手当を含む教員特殊業務手当は、土曜・日曜で2400円となる。
- 10) 「スポーツ振興基本計画」（文部科学省）
平成12.9.策定、平成18.9.改定 11頁
- 11) 「教育振興基本計画」（文部科学省）
平成20年7月1日22頁 教育基本法第17条第1項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定される。
- 12) 日本中学体育連盟が定める「合同チーム参加規定」より。

<趣旨>

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独チーム編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていること。

<条件>

- ① 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。

- ② 合同チームとしての大会参加が都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技種目(7競技)に限る。バスケットボール(5人)、バレーボール(6人)、ハンドボール(7人)、ソフトボール(9人)、サッカー(11人)、アイスホッケー(12人)。
※但し、()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。
- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは当該の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員とする。但し、やむを得ない場合は代表引率・監督を認める。
※これらの実施にあたり i) 都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を十分に把握しておく。 ii) 実施していく過程で生ずる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて対処する。

13) 「高体連：合同チームによる大会参加規定」
＜学校の統廃合に伴う合同チームの大会参加＞

- ① 統廃合の対象となったチーム同士が合同チームを組み、大会に参加することを認める。この場合、結果によっては全国高校総体への出場も認める。
- ② 統廃合の予定があっても単独チームでの出場も可とする。
- ③ 1人の選手が、単独チームと合同チームの両方から出場することはできない。

＜部員数不足に伴う合同チームの大会参加＞

・学校対抗制とは単独校で出場することを意味し、合同チームを勝利至上主義的発想で行編成してはならない。

＜合同チーム編成条件＞

- ① 複数校とは2校以上を指す。
- ② それぞれの対象校で運動部として成立し、高体連に加盟していること。

- ③ 対象すべての学校の学校長承認のもと、計画的・継続的に活動していること。
- ④ 対象校のすべての学校が、試合参加の必要最低人数7名を確保できないこと。
- ⑤ 新人地区予選から新人県大会の途中で、単独チームと合同チームの変更や新入部員加入等によるメンバーの変更はしないこと。

＜大会参加＞

- ① それぞれの対象校の学校長が認めること。
- ② 大会参加にはそれぞれの対象校から引率教員をつけること。対象校の校長が協議し、認めた場合は1名のみ引率教員でも可。
- ③ 合同チーム名は両校の連名とする。
- ④ 合同で成立したチームはともに単一のユニフォームを着用して試合に参加すること。

＜大会での勝ち上がり＞

- ① 他地区同士のチームによる合同も認めるが、主体となっているチームが所在する地区の所属とする。
- ② 県大会では、ベスト8以上に勝ち上がった場合、最後に対戦したチームにその順位を譲り、以後の試合は譲り受けたチームが行う。地区大会でのシード等については、それぞれの地区の運営に任せる。

(この規定は2010年9月24日より適用。)

参考文献

- 1) 神谷拓 「運動部活動の教育学入門」 『体育科教育』第59巻9号、大修館書店、2011年9月、74-77頁。
- 2) 神谷拓 「運動部活動の教育学入門」 『体育科教育』第59巻10号、大修館書店、2011年10月、68-71頁。
- 3) 神谷拓 「運動部活動の教育学入門」 『体育科教育』第59巻12号、大修館書店、2011年12月、68-71頁。
- 4) 神谷拓 「運動部活動の教育学入門」 『体育科教育』第60巻2号、大修館書店、2012年2月、60-64頁。
- 6) 西島央 『部活動—その現状とこれからのあり方—』学事出版、2006年、163-168頁。

- 7) 木村和彦 「運動部改革の方向性」 『日本体育学会予稿集』2012年8月、48頁。
- 8) 関喜比古 「立法と調査」 『問われている部活動の在り方－新学習指導要領における部活動の位置づけ－』No294、国会調査室、2009年7月、51－59頁。